

2020

# 水土里ネットおきなわの概要



## 目 次

|  |    |
|--|----|
| ☆会長あいさつ                                | 3  |
| 水土里ネットおきなわ 会長 古謝 景春                    |    |
| ☆水土里ネットおきなわについて                        | 4  |
| ☆水土里ネットおきなわの多様な事業活動                    | 6  |
| ☆事業計画(円滑な事業採択を支援します)                   | 8  |
| 【農村計画課】                                |    |
| ☆調査計画・実施設計から技術援助・施設維持管理までを支援します        |    |
| 【農村整備課】                                | 10 |
| ☆農地の集団化や担い手農家への集積促進を支援します              | 12 |
| 【農地管理課】                                |    |
| ☆土地改良施設の適切な点検・整備・操作を支援します              | 14 |
| 【農地管理課】                                |    |
| ☆水土里情報システムで土地改良施設や農地情報の<br>管理・分析を支援します |    |
| 【農地管理課】                                | 16 |
| ☆最新技術の導入による精度と効率の向上                    | 18 |
| 【調査測量課】                                |    |
| ☆電子納品の品質確認と保管管理業務の開始                   | 20 |
| 【会員支援課】                                |    |
| ☆日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)の<br>取組を支援します    |    |
| 【会員支援課】                                | 22 |
| ☆発注者支援機関として                            | 24 |
| ☆参考資料                                  | 26 |



## 沖縄県の農業農村整備事業 関係者のみなさまへ



平素より農業農村整備事業の推進並びに本会の運営につきましては、格別なるご理解、ご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策下でのスタートとなりました。一日も早く収束することを願って止みません。

これまで沖縄県農業の条件不利性として訴えてまいりました自然災害は、台風・干ばつ等の生産量の減少をもたらすもの、また、市場遠隔性は出荷市場への遠隔性によるものでしたが、今回の活動自粛によって明らかとなった人やモノの流れが止まることによる地域経済への大きな影響は、新たな脆弱性を認識することとなりました。

歴史的に見まして、経済にマイナスの影響が出るときには、第一次産業すなわち食料生産の重要性が再認識されます。効率的な農業生産基盤の整備、貯蔵・加工施設の設置、安定した販路の確保などを積極的に進めていくことの必要性をしっかりと説明し、本県の農業・農村の発展に努めてまいりたいと考えています。

本会は、この目的を達成すべく、沖縄振興一括交付金並びに農山漁村活性化対策整備事業の有効なる活用が図られるよう国、県をはじめ関係機関に引き続き要請を致します。そして、土地改良法第111条の2の目的を達成することに必要な事業推進のため、調査計画・実施計画、換地計画から技術援助、施設管理、さらに災害対応型栽培施設を導入した高付加価値農産物の生産から販売戦略までの6次産業化による農家の所得向上に向けた事業計画作成など、多様な会員支援体制の構築に引き続き努めて参ります。

関係機関の皆様におかれましては、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月

水土里ネットおきなわ  
会長 古謝 景春

# 水土里ネットおきなわについて

## ◆ 沿革

- 1962年10月、第2次大戦後の沖縄で土地改良事業を推進するため沖縄土地改良組合連合会が任意団体として設立される。
- 1966年12月、設立総会において琉球土地改良事業団体連合会の設立が可決、翌年2月に設立認可申請を行い、翌3月に認可される。
- 昭和47年8月に定款の変更申請を行い、翌9月の農林水産大臣による認可を受けて沖縄県土地改良事業団体連合会に改名。

## ◆ 目的

水土里ネットおきなわは、市町村、土地改良区等を会員とする自主的に組織された協同組織です。

土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保するため会員の行う土地改良事業の指導及び援助を行い、その共同利益の増進を図ることを目的としており、土地改良法によって営利を目的としない公益法人等に位置づけられています。

## ◆ 主な事業内容

- 土地改良事業に関する技術的指導・援助および教育、情報の提供
- 土地改良区体制強化事業、土地改良負担金総合償還事業に関する業務
- 農道台帳管理業務
- 土地改良事業に関する調査・研究、及び金融の改善
- 水土里情報に係る業務
- 農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に係る業務
- 地域農業水利施設ストックマネジメント事業
- 農業集落排水施設の更新整備に対する事業
- 各種事業の成果品の品質管理体制の構築
- 国又は県の行う土地改良事業に対する協力

## ◆ 役員

令和2年4月1日現在

| 役職名  | 氏名   | 団体役員名                 |
|------|------|-----------------------|
| 会長   | 古謝景春 |                       |
| 副会長  | 下地敏彦 | 宮古島市長                 |
| 副会長  | 中山義隆 | 石垣市長                  |
| 専務理事 | 知念武  |                       |
| 理事   | 島袋俊夫 | うるま市長                 |
| ◇    | 上原昭  | 糸濱市長                  |
| ◇    | 當眞淳  | 宜野座村長                 |
| ◇    | 島袋秀幸 | 伊江村長                  |
| ◇    | 仲間一  | 金武町長                  |
| ◇    | 仲田建匠 | 南大東村長                 |
| ◇    | 新垣安弘 | 八重瀬町長                 |
| ◇    | 島袋均  |                       |
| 代表監事 | 玉城信榮 | 沖縄本島南部土地改良区 理事長       |
| 監事   | 大屋政善 | うるま市与那城宮城島上原土地改良区 理事長 |
| ◇    | 金城秀雄 | 八重瀬町議会議員(議長)          |

## ◆ 区域別会員数

令和2年4月1日現在

| 区域名 | 市町村 | 土地改良区 | 農協 | 計  |
|-----|-----|-------|----|----|
| 北部  | 12  | 7     |    | 19 |
| 中部  | 6   | 7     |    | 13 |
| 南部  | 12  | 6     | 1  | 19 |
| 宮古  | 2   | 1     |    | 3  |
| 八重山 | 3   | 1     |    | 4  |
| 計   | 35  | 22    | 1  | 58 |

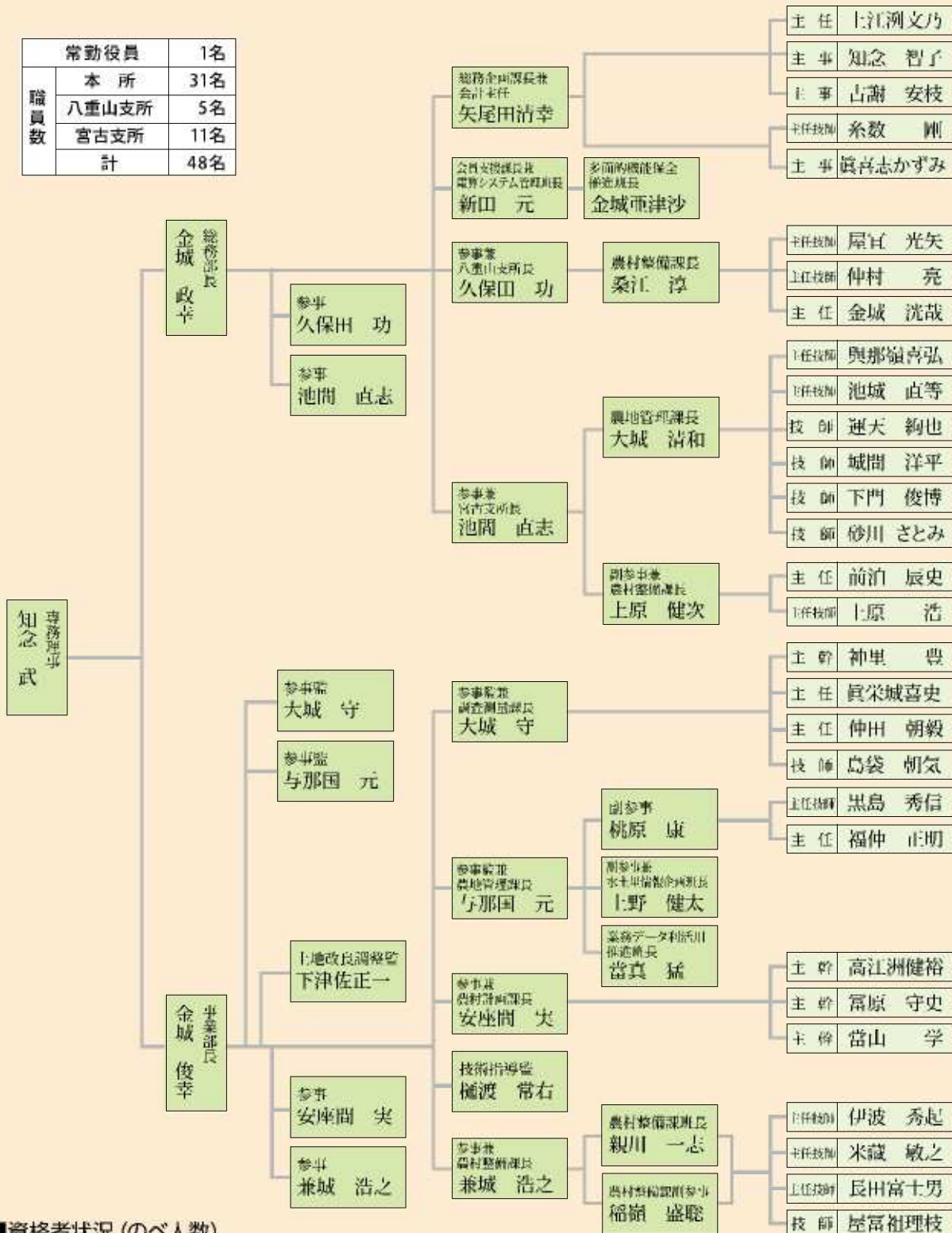


# ◆ 機構図

令和2年4月1日現在



|       |     |
|-------|-----|
| 常勤役員  | 1名  |
| 職員数   |     |
| 本所    | 31名 |
| 八重山支所 | 5名  |
| 宮古支所  | 11名 |
| 計     | 48名 |



## ■資格者状況 (のべ人数)

| 資格名称 | 博士          | 技術士            | 技術士補        | 農業土木技術管理者  | 土地改良専門技術者  | 土地改良換地士        | RCCM        | 農業水利施設機能総合診断士 | 測量士       | 1級土木施工管理技士 |
|------|-------------|----------------|-------------|------------|------------|----------------|-------------|---------------|-----------|------------|
| 資格者数 | 2           | 3              | 7           | 12         | 11         | 13             | 5           | 3             | 11        | 10         |
| 資格名称 | 2級土木施工管理技士  | 1級管工事施工管路技士    | 2級管工事施工管路技士 | 1級建築施工管理技士 | 2級建築施工管理技士 | 上級農業集落排水計画設計士  | 農業集落排水計画設計士 | 浄化槽技術管理者      | 浄化槽管理士    | 畑地かんがい技士   |
| 資格者数 | 4           | 2              | 3           | 3          | 1          | 2              | 3           | 2             | 4         | 11         |
| 資格名称 | 土地改良補償業務管理者 | 農業農村地理情報システム技士 | 応用情報技術者     | 基本情報処理技術者  | 地質調査技師     | 下水道排水設備工事責任技術者 | 浄化槽設備士      | 農村災害復旧専門技術者   | 複式簿記会計指導員 |            |
| 資格者数 | 4           | 7              | 1           | 2          | 1          | 1              | 3           | 10            | 4         |            |

# 水土里ネットおきなわの多様な事業活動

水土里ネットおきなわは、地域づくりの計画から事業実施・サポートまでの総合的な支援事業活動を展開しています。

## 啓発普及・広報活動・会員支援

パンフレット及び情報誌を配布し事業推進に努めています。

会員からの相談やニーズに対応するため、本所に会員支援課を設置し、土地改良事業に関する相談等を行っております。

- 広報誌の発行
- パンフレット及び情報誌を配布



- 各種事業等の相談
- 土地改良区の運営等に関する各種相談



- 災害復旧支援



- 多面的機能支払交付金活動を支援







## 行政と地域との連携

### 事業計画

地域の皆さんとともに将来構想を考えた事業計画の作成や、地域構想の実現に向けた先進事例の紹介・事業計画書作成など、事業の採択に向けた支援を行います。



- 各種事業計画の作成
- 各種構想図の作成



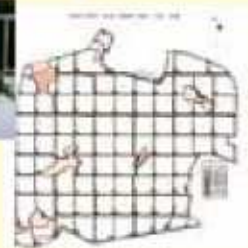
- 事業効果の算定 (計画書策定) 等
- ○○地区計画書

### 実施設計から技術援助

地域の意向を反映した事業計画に基づいた事業実施設計書の作成を支援しています。



- ○○地区計画書



### 維持管理

農地や水利システム、土地改良施設等の適切な維持管理に向けた研修や補助事業等の実施を支援しています。



- 多面的機能支払交付金
- GIS (地理情報システム)
- スtockマネジメント
- 土地改良施設の機能診断
- 管理技術者の育成・確保

### 事業実施

換地技術を活用した農地の利用集積や土地利用調整、測量・登記、行政と連携した施工管理を支援しています。



- 標準積算システム
- 測量設計
- 換地・確定測量
- 現場技術管理支援



# 農村計画課

## 事業計画(円滑な事業採択を支援します)

### 実施計画策定事業(旧:団体営調査設計事業)

#### 実施計画策定事業

##### 【事業内容】

- 農業農村整備事業の整備対象となる地域において、整備対象の実実施計画策定事業に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を行う事業で、沖縄振興公共投資交付金交付要綱の農業農村整備事業実施計画策定事業、農地防災事業実施計画策定事業となっています。

##### 【実施主体】

- 実施主体は、市町村等(市町村その他実施計画事業の実績があるなど当該実施計画事業を実施できる者として、都道府県が適当と認める者。)となっています。(水土里ネットおきなわが事業主体になる場合、市町村は申出書を提出する必要があります。)

##### 【実施内容】

- 市町村や土地改良区等の団体が行う土地改良法手続きを伴う各種事業(農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業)を実施する為の調査、計画及び設計を行い、新規採択に必要な実施計画書(ヒアリング資料)を作成します。

##### 【実施期間】

- 事業の実施期間は1年以内です。  
(複数年度にまたがり実施することはできません。)

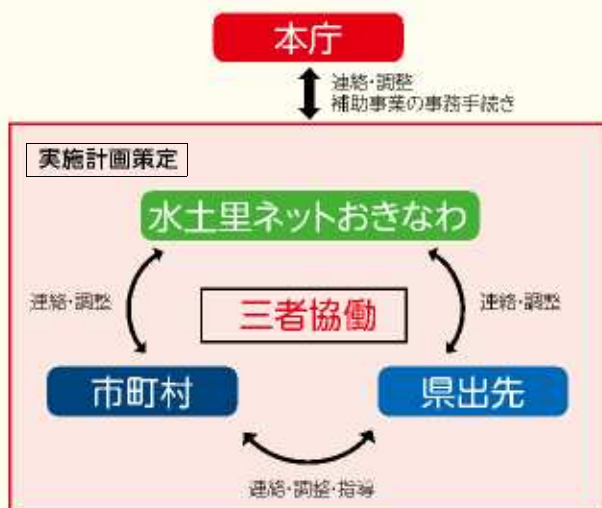
##### 【実施手続】

- 事業の実施を希望する実施主体は、農業農村整備事業実施計画策定事業地区概要表を作成し、都道府県知事に申請を行う必要があります。

##### 【計画策定費】

- 国:50%、県:25%、市町村等:25%(賦課金)

#### 【推進体制図(案)】



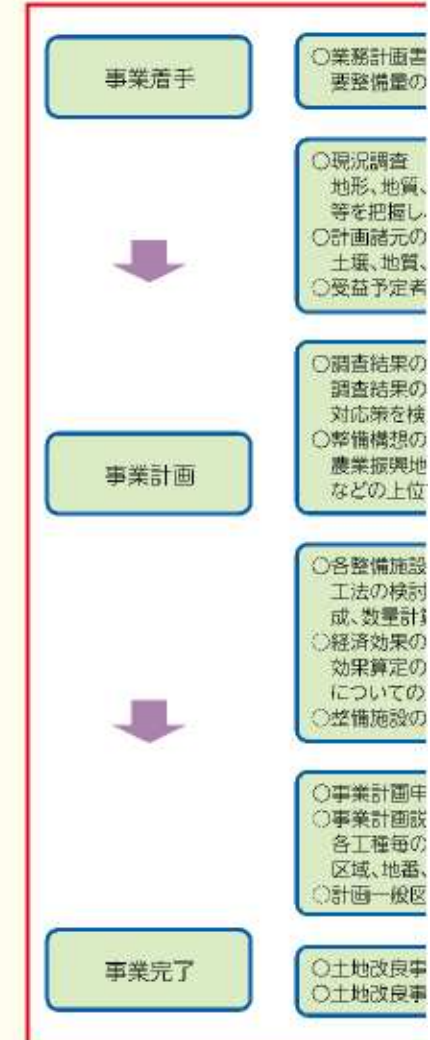
#### 実施計画策定事業業務フロー

- 事業採択前に、新規地区の地元要に向けた会員支援を行います。
- 実施計画策定事業では、現況調査に必要な実施計画書(ヒアリング資料)

#### 【採択前の会員支援(新規要望)】



#### 実施計画策定事業



事業採



、必要性、可能性等を調査して事業化

備構想、基本設計等を行い、新規採択  
)の作成を行います。

地区)

用、UAV測量、アンケート調査の実施  
可能性調査の実施

或  
、実施方針の策定、計画構想案の作成

、地積、気候、営農の状況、社会経済条件  
理する  
に関する調査  
状況、関係事業の工事事例等を調査する  
機関・JA等の意向調査

検討  
及び課題・問題点の整理を行い、今後の  
る

画計画及び事業管理計画、各種関連計画  
を基に地区の整備構想を策定する

本設計  
資比較、規模構造の決定、基本設計図作  
算工事費の算定などを行う

及び考え方を整理し、農業生産基盤整備  
効果を算定する  
管理計画の策定

(計画概要表等)の作成  
料の作成  
の必要性、現況平面図、現況写真、受益  
、受益者、耕作者等の一覧表の整理  
画平面図等の作成

画概要書の作成  
画書の作成

## 新技術(3次元モデル図)の紹介

- UAV測量により撮影されたオルソ画像や3次元データを活用して、立体化された3次元モデル図(3D図面)を作成します。
- 作成した3D図面は、関係者との協議や地元説明会等での表現力の向上と臨場感のある分かり易い説明資料に利用します。

### 【工種:区画整理】



### 【工種:農業用排水施設】





# 農村整備課

## 調査計画・実施設計から技術援助・施設

### 農業集落排水事業

○農業集落排水事業は、「農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または汚泥を処理する施設若しくはそれらの資源循環利用を目的とした施設を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び資源循環型社会の構築に資する」ことを目的としている。

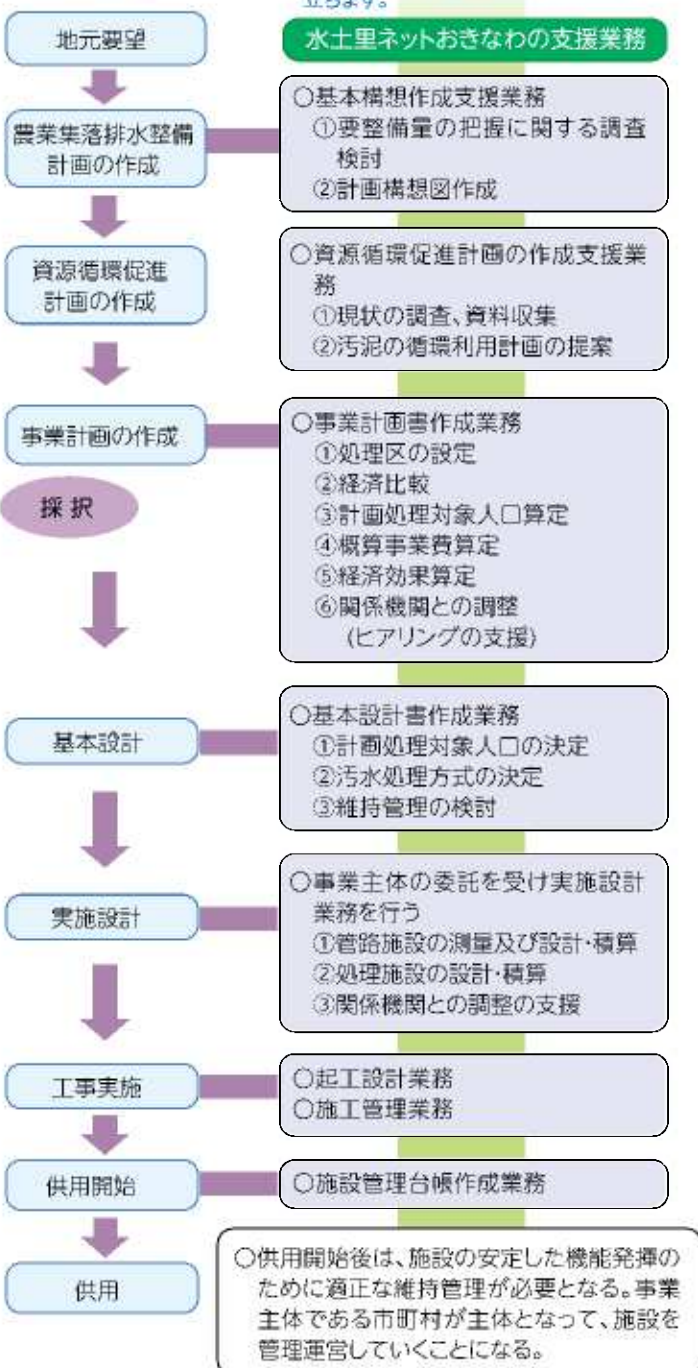
### 沖縄県農業集落排水事業推進協議会(事務局)

- 全国農業集落排水事業推進協議会との連携
- 新規希望地区の採択、予算枠の拡大及び制度拡充のための提案・要望
- 農業集落排水事業に関する研修会及び情報の提供(機能診断調査及び最適整備構想策定業務等)

### I 新規整備事業 実施フロー

計画設計、実施設計の作成には、  
水土里ネットおきなわが一環してお役に  
立ちます。

#### 水土里ネットおきなわの支援業務





# 維持管理までを支援します

## Ⅱ 機能強化事業 実施フロー

計画設計、実施設計の作成には、  
水土里ネットおきなわが一環してお役に  
立ちます。

水土里ネットおきなわの支援業務

【機能強化事業採択の要件】改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする

- ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること
- ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り替える条件又は、環境の変化が認められること

## 機能強化による更新



既設機械の機能低下



維持管理費の増減



効果：施設の長寿命化(新規建屋増築)  
維持管理費の軽減

## 農業集落排水事業に用いる 統一資材単価作成

- 農業集落排水事業で設計する汚水処理施設等の資材単価の作成

## 調査・測量・設計業務

- 圃場整備(農用地の集団化)
- 集落地域整備
- 畑地かんがい施設整備
- 農業集落排水施設整備
- 農業農村整備事業の基本構想、基本計画から各種調査測量設計等に関する業務

## 有資格者による経験豊富な技術支援体制

### 農業農村整備事業に対する 意見書の作成業務

- 調査計画、経済効果等の事業計画書が採択地区として適正、妥当な計画か、土地改良専門技術者の意見書作成業務

### 設計積算要領の取りまとめに関する業務

- 農業農村整備事業における設計・積算に関する事項についての統一、検証、整理、取りまとめ業務

### 現場技術支援業務

- 会員等が実施する工事の現場技術援助に関する業務
- 会員等が実施する工事の設計・積算、設計変更、精算設計資料作成業務



# 農地管理課

## 農地の集団化や担い手農家への集積

### 担い手農家への集積による農用地の集団化

### 換地手法活用モデル

#### 換地業務

- ◆ 換地業務とは、区画整理、農地造成のような土地の区画を変更する事業にあわせて、工事後の新しい畑や道路、水路などの所有者や耕作者を決め直す事
- ◆ 換地計画原案から換地処分登記までの一連の業務全般
- ◆ 農地中間管理機構との連携による農用地の利用集積（人・農地プランを元に換地計画原案作成）

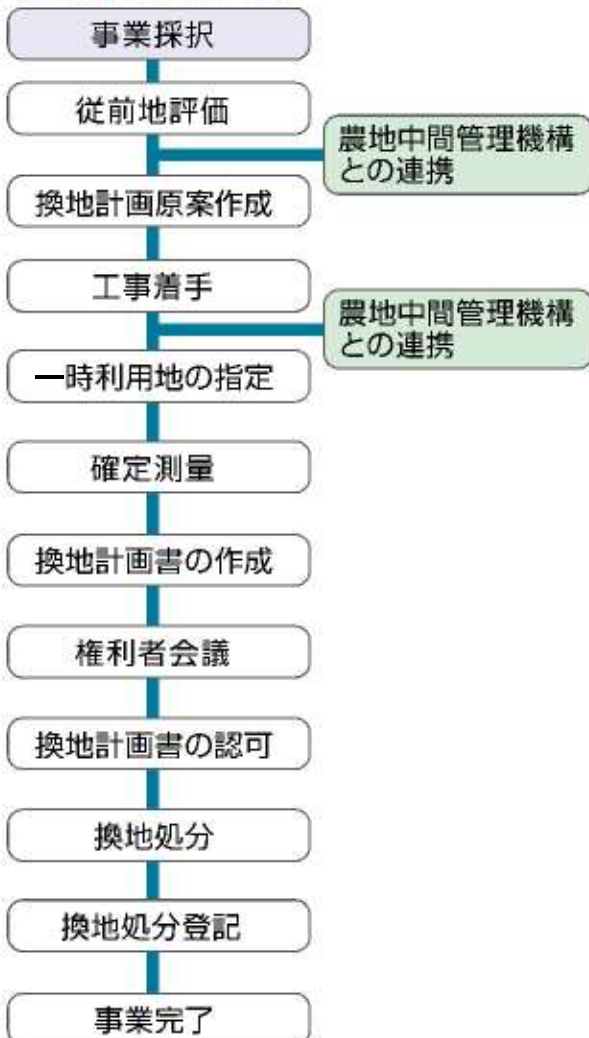
#### 確定測量業務

- ◆ 土地改良事業の換地計画で定められた区画及び耕地の位置、形状、地積の確定、及び境界標の測設
- ◆ 国土調査法第19条第5項認証事務

#### 農道台帳作成業務

- ◆ 事業により造成された農道の管理台帳の作成

#### 換地作業フロー図



従前の土地



換地配分作業中



### 土地改良新

#### 工事前



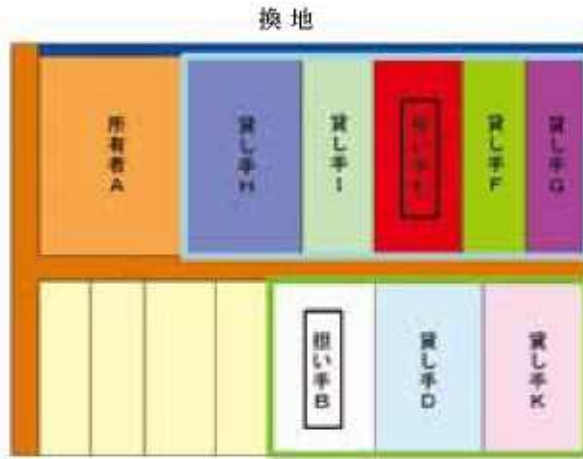


# 足進を支援します

農地中間管理機構と連携し換地委員会に参加



人・農地プランの話し合いを元に、将来の担い手への農地集積を見据えた換地計画原案を作成します



換地計画原案説明会



工事完了後



## 整備事業

工事後



# 土地改良施設の適切な点検・整備・操

## 目指そう土地改良施設の長寿命化

### 土地改良区体制強化事業

### 土地改良施設の診断・管理指導

#### I 施設・財務管理強化対策

- 土地改良施設の診断・管理指導  
施設の点検・整備・操作等の管理に関する専門技術的な診断・管理指導
- 土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策
- 財務管理強化に関する指導等  
複式簿記会計に関する巡回指導  
非補助土地改良事業推進支援



貯水池

#### II 受益農地管理強化対策

- 換地選定に関する指導
- 換地処分未了地区等の解消に関する指導
- 財産管理制度活用に関する指導
- 交換分合等による農用地の利用集積に関する指導



給水所

#### III 研修・人材育成

- 財務・会計実践向上研修
- 換地等技術向上研修

### 農道台帳管理業務

- 市町村別の農道台帳の管理業務

## ご存知ですか!? =非補助農業基盤整備資金=

非補助農業基盤整備資金とは、土地改良区等が国や県の補助を受けないで、かんがい排水や圃場整備、客土などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備、保全の推進を図る場合、沖縄振興開発金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し長期・低利で資金を融資する制度です。

#### 【融資対象事業内容】

- ため池、農業用排水路施設の新設・改良
- 畑地かんがい施設（スプリンクラー）の新設・改良
- 区画整理、客上、暗渠排水路の敷設
- 農道の新設・改良（単独舗装や併せて行う安全施設の設置含む）
- 耕作に支障となる石れきの除去
- 土地改良施設の補修、更新、浚渫等（水路の補改修、上水路のコンクリート敷設、水路や農道の安全施設設置など）
- 農業集落排水整備計画に定められた地域において、補助事業を補完して一体的に実施される事業

#### 【貸付対象者】

土地改良区・土地改良区連合・農業を営む方 等

#### 【貸付利率】

令和2年4月現在（0.2%）ですが、金融情勢により変動します。

#### 【償還期限】

最長25年（うち据置期間10年以内 据置期間は利息だけを支払いいただきます。）

#### 【償還方法】

元利均等償還、元金均等償還のいずれかを選択できます。



# 作を支援します

## 土地改良施設維持管理適正化事業

- 補助率：60% (国30%+県30%)
- 負担率：40% (内30%は5ヶ年で均等積立。残り10%は事業実施時に負担)



整備前



整備前



整備前



整備後



整備後



整備後

## 《農業用施設賠償責任保険の御案内》

土地改良事業で造成された農業用施設の増大とともに、施設の適切な管理が重要な課題となっています。

そのような中、土地改良施設が関係した事故も発生し、被害者から施設管理者に対し「損害賠償請求」の訴訟に至った例もあり、管理責任者においては確固たる対応が求められます。

本会では、施設内での不測の事故に備えて、少しでもお役に立てるよう「農業用施設賠償責任保険」制度を設け、保険加入に関する事務手続き業務を開設していますので御案内いたします。

### 1.対象施設及び補償概要

土地改良区等が所有又は管理する用排水路・貯水施設・道路、等

- (1) ガードレールの設置不備等による自動車の転落事故
- (2) ガードネットの設置不備等による用排水路への転落事故
- (3) 貯水施設の安全柵不備等による子供等の転落事故
- (4) 舗装道路に生じた穴に二輪車、通行人の転落事故

### 2.補償内容

- (1) 人身事故の場合の治療費、入院費、慰謝料、後遺症傷害補償
- (2) 被害者による応急手当、緊急処置等の費用
- (3) 訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用
- (4) 初期対応を行う為の費用、見舞金・葬祭に要した費用

※令和2年度

### 3.年間保険料

| 施設名      | 保険料                                |
|----------|------------------------------------|
| 用排水路農道   | 1km当たり 423円                        |
| パイプライン   | 1km当たり 748円                        |
| 散水施設     | 1ha当たり 298円                        |
| ダム       | 1,000トン未満/箇所 ..... 1,030円          |
| ため池      | 1,000~5,000トン未満/箇所 ..... 5,170円    |
| ファームpond | 5,000~125,000トン未満/箇所 ..... 10,330円 |
|          | 125,000トン以上/箇所 総貯水量×0.1円           |
| ビニールハウス  | 10㎡当たり ..... 30円                   |